

平成 22 年第 3 回安城市議会定例会付議案件

22. 8. 3

仮番	内 容	
1	議 案 番 号	認定第 1 号
	議 案 名	平成 21 年度安城市一般会計歳入歳出決算について
	摘 要	資料別添
2 （ 13	議 案 番 号	認定第 2 号 ～ 認定第 13 号
	議 案 名	平成 21 年度安城市特別会計歳入歳出決算について
	摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 老人保健事業 安城北部 土地区画整理事業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険 事業 後期高齢者医療 定額給付金給付事業 子育て応援特別手当給付事業の 1 2 会計 <div style="text-align: right;">資料別添</div>
14	議 案 番 号	認定第 14 号
	議 案 名	平成 21 年度安城市水道事業会計決算について
	摘 要	資料別添

仮番	内 容	
15	議 案 番 号	第 4 7 号議案
	議 案 名	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>ごみステーションに排出された資源ごみの持ち去り行為を防止するもの 23. 4. 1～</p> <p>1 市及び規則で定める者以外の者が缶、びん、古紙、古繊維その他規則で定める廃棄物をごみステーションから収集又は運搬することを禁止することとする。</p> <p>2 収集又は運搬を禁止する命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処し、及び組織的な収集又は運搬が行われた場合には、その代表者等も同様の罰金刑を科することとする。</p>
16	議 案 番 号	第 4 8 号議案
	議 案 名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>引用している児童扶養手当法の条項名の変更</p> <p>1 附則第 5 条第 7 項第 1 号中 「第 4 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号」 →「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 1 0 号」</p> <p>2 附則第 5 条第 7 項第 2 号中 「第 4 条第 2 項第 3 号」→「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 1 3 号」</p>

仮番	内 容									
17	議 案 番 号	第 4 9 号 議 案								
	議 案 名	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について								
	摘 要	<p>都市計画区域の再編及び安城北部地区工業団地地区計画の変更 規則で定める日～に伴うもの</p> <p>1 地区計画の名称の変更 別表第1中「衣浦東部」→「西三河」</p> <p>2 新たに地区整備計画区域に加える地区の建築物の制限に関する規定の追加</p> <table border="1" data-bbox="347 645 1404 1355"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 645 502 734">対象区域</th> <th data-bbox="502 645 657 734">計画地区の区分</th> <th data-bbox="657 645 1125 734">建築してはならない建築物</th> <th data-bbox="1125 645 1404 734">建築物の敷地面積の最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 734 502 1355">安城北部地区工業団地地区整備計画区域</td> <td data-bbox="502 734 657 1355">B地区</td> <td data-bbox="657 734 1125 1355"> 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 物品の製造(加工及び修理を含む。)又はその研究開発の事業の用に供される施設(法別表第2(ぬ)項第1号(1)又は(2)に掲げる事業を営む工場を除く。) (2) 前号の施設に附属し、かつ、これらの施設と用途上不可分の関係にある建築物 (3) 用水管理施設として必要とされるもの (4) 共同住宅又は寄宿舍(この地区計画区域内の事業者が有する工場に勤務する者のためのものに限る。) </td> <td data-bbox="1125 734 1404 1355">9,000平方メートル(用水管理施設を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	安城北部地区工業団地地区整備計画区域	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 物品の製造(加工及び修理を含む。)又はその研究開発の事業の用に供される施設(法別表第2(ぬ)項第1号(1)又は(2)に掲げる事業を営む工場を除く。) (2) 前号の施設に附属し、かつ、これらの施設と用途上不可分の関係にある建築物 (3) 用水管理施設として必要とされるもの (4) 共同住宅又は寄宿舍(この地区計画区域内の事業者が有する工場に勤務する者のためのものに限る。)	9,000平方メートル(用水管理施設を除く。)
対象区域		計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度						
安城北部地区工業団地地区整備計画区域	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 物品の製造(加工及び修理を含む。)又はその研究開発の事業の用に供される施設(法別表第2(ぬ)項第1号(1)又は(2)に掲げる事業を営む工場を除く。) (2) 前号の施設に附属し、かつ、これらの施設と用途上不可分の関係にある建築物 (3) 用水管理施設として必要とされるもの (4) 共同住宅又は寄宿舍(この地区計画区域内の事業者が有する工場に勤務する者のためのものに限る。)	9,000平方メートル(用水管理施設を除く。)							
18	議 案 番 号	第 5 0 号 議 案								
	議 案 名	衣浦東部都市計画事業安城北部土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について								
	摘 要	<p>都市計画区域の再編に伴うもの 規則で定める日～</p> <p>1 事業及び審議会の名称の変更 題名及び本則中「衣浦東部」→「西三河」</p> <p>2 改正する条例 (1) 衣浦東部都市計画事業安城北部土地区画整理事業施行規程 (2) 衣浦東部都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業施行規程 (3) 衣浦東部都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業施行規程 (4) 衣浦東部都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業施行規程</p>								

仮番	内 容	
19	議 案 番 号	第 5 1 号議案
	議 案 名	平成 2 2 年度安城市一般会計補正予算（第 1 号）について
	摘 要	資料別添
20 ） 22	議 案 番 号	第 5 2 号議案～第 5 4 号議案
	議 案 名	平成 2 2 年度安城市特別会計補正予算について
	摘 要	国民健康保険事業（第 1 号） 老人保健事業（第 1 号） 後期高齢者医療（第 1 号）の 3 会計 資料別添
23	議 案 番 号	第 5 5 号議案
	議 案 名	工事請負契約の締結について
	摘 要	東端保育園改築主体工事 場 所 安城市東端町地内 概 要 構造 鉄筋コンクリート造 面積 1階 684.11㎡ 2階 275.50㎡ 計 959.61㎡ 内容 保育室 4 遊戯室 給食受室 事務室ほか 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札 工 期 契約締結日の翌日～平成 2 3 年 8 月 1 2 日 ※ 開札の日 平成 2 2 年 8 月 6 日（金）

仮番	内 容			
26	議案番号	報告第10号		
	議案名	継続費の精算について（一般会計）		
	摘 要	平成20年度～平成21年度に係る継続費の精算報告		
		単位 円		
		区分（款・項） 事業名	計 画 （年割額）	実 績 （支出済額）
10 総務費 5 総務管理費 市民活動施設整備事業		⑩ 96,100,000 ⑪ 371,338,000 計 467,438,000	56,270,000 411,167,950 467,437,950	39,830,000 -39,829,950 50
40 土木費 10 道路橋りょう費 柿田公園線南進道路整備事業	⑩ 150,000,000 ⑪ 449,227,000 計 599,227,000	36,618,750 562,607,850 599,226,600	113,381,250 -113,380,850 400	
40 土木費 10 道路橋りょう費 足取橋改築関連猿渡川河川改修事業	⑩ 40,800,000 ⑪ 25,210,000 計 66,010,000	40,031,460 25,975,740 66,007,200	768,540 -765,740 2,800	
50 教育費 30 保健体育費 中部学校給食施設整備事業	⑩ 440,000,000 ⑪ 439,945,000 計 879,945,000	435,382,500 444,561,600 879,944,100	4,617,500 -4,616,600 900	
27	議案番号	同意第3号		
	議案名	教育委員会委員の任命について		
	摘 要	<p>委員 本田丈則の任期満了（平成22年9月30日）に伴う後任の任命</p> <p>教育委員会委員 任期 4年 定数 5人 要件 本市の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>		

